平成２６年（再イ）第２２号

神戸市兵庫区吉田町２丁目40番15―502号

再生債務者　小林　英樹

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月９日まで

平成26年８月19日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１７号

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中３丁目25番地６

再生債務者　葛　　隆之

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月16日まで

平成26年８月19日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再イ）第６号

山口県周南市慶万町３番８―602号

再生債務者　川西　秀佳

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月17日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月17日まで

平成26年８月20日　山口地方裁判所周南支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１２号

大阪府泉大津市助松町３丁目１番25―403号

再生債務者　重親　徹志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年８月20日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

大分県速見郡日出町大字豊岡5344番地

再生債務者　本田　雅彦

1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年９月17日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月１日から平成26年10月22日まで

大分地方裁判所杵築支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１０００２号

長崎県長崎市かき道２丁目５番20―303号

再生債務者　吉田　裕樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月４日まで

平成26年８月19日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１９号

大阪府茨木市橋の内１丁目10番24号

再生債務者　西島　治夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月16日まで

平成26年８月19日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第５号

京都府城陽市久世下大谷143番地の13

再生債務者　柿原　　清（旧姓丹羽）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月20日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再ロ）第３号

兵庫県宝塚市小浜２丁目５番40―217号

再生債務者　竹井　千穂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月19日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第１６号

岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森38番地19

千葉キヨルアパート、認可決定時の住所岩手県陸前高田市小友町字下新田14番地23

再生債務者　橋本きみえ（認可決定時の姓佐々木）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年１月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年８月20日

盛岡地方裁判所第２民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十六年六月二十七日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　一二四九頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　一二二二頁（号外第一四六号）

平成二十六年八月二十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八三番地　（甲）株式会社菅十薬品

代表取締役　高柳　昌幸

群馬県桐生市境野町二丁目一一九〇番地

（乙）株式会社関東セイムス

代表取締役　佐々木桂一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年十月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲および乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ntt-q.co.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　一五七頁（号外第一三八号）

平成二十六年八月二十八日

東京都千代田区内神田三丁目六番二号

（甲）株式会社エヌ・ティ・ティ・クオリス　代表取締役　小池　貞夫

東京都品川区西五反田三丁目七番一〇号

（乙）エヌ・ティ・ティ・コムウェア・ビリングソリューション株式会社

代表取締役　小池　貞夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十七日

掲載頁　四十七頁（号外第十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十七日

掲載頁　四十七頁（号外第十六号）

平成二十六年八月二十八日

東京都港区赤坂四丁目一三番一三号

（甲）株式会社プロテラス

代表取締役　岩切　敏覚

東京都港区赤坂四丁目一三番一三号

（乙）株式会社テラ・コミュニケーションズ

代表取締役　岩切　敏覚